

○特定ガス消費機器の設置工事の監督に関する法律施行令（昭和五十四年政令第二百三十一号）（抄）（第十一条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（手数料）</p> <p>第二条（略）</p> <p>2 情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第五十一号）<u>第六条第一項</u>の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して申請を行う場合における前項の規定の適用については、同項の表中「三千百円」とあるのは「二千八百五十円」と、「二千二百五十円」とあるのは「二千百五十円」とする。</p>	<p>（手数料）</p> <p>第二条 法第四条第五項に規定する者が同項の規定により納付しなければならない手数料の金額は、次の表のとおりとする。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;">略</div> <p>2 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第五十一号）<u>第三条第一項</u>の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して申請を行う場合における前項の規定の適用については、同項の表中「三千百円」とあるのは「二千八百五十円」と、「二千二百五十円」とあるのは「二千百五十円」とする。</p>